

令和2年3月17日

厚生委員会資料

こども家庭部

【報告事項】

1 第2期富山市子ども・子育て支援事業計画について…… 1頁

[こども支援課]

2 星井町児童館の再開について…………… 13頁

[こども育成健康課]

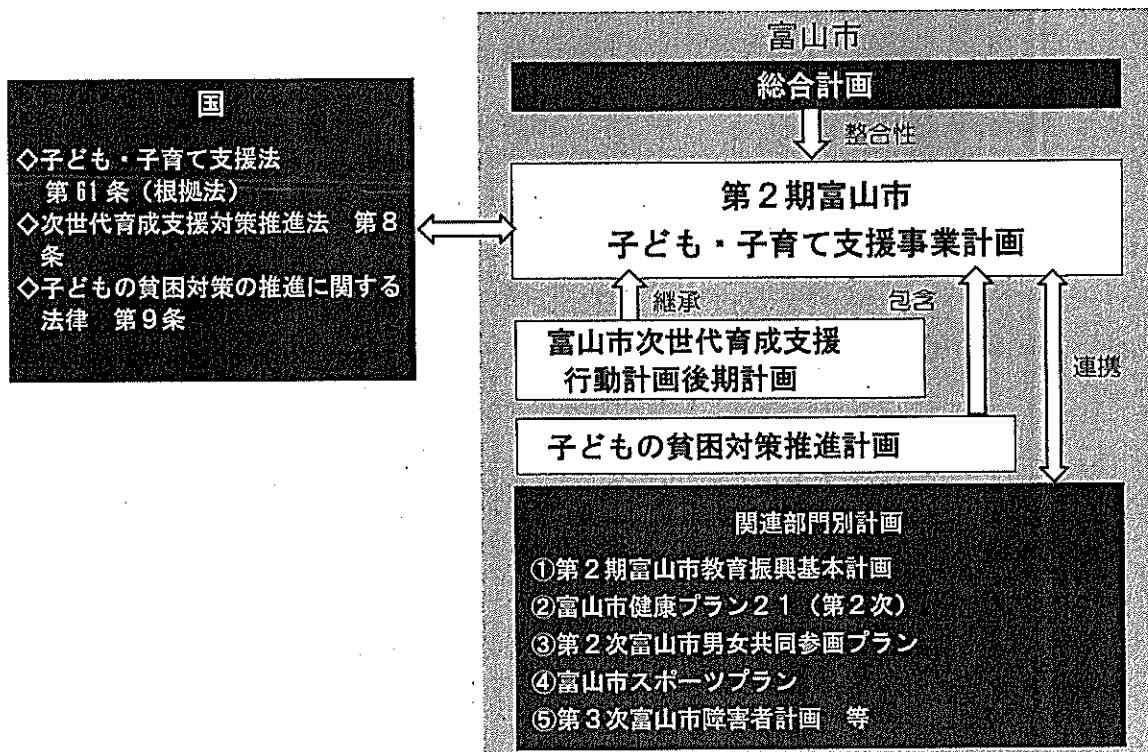
# 1 第2期富山市子ども・子育て支援事業計画について

[こども支援課]

## (1) 第2期富山市子ども・子育て支援事業計画の位置付けと他計画との関係

第2期富山市子ども・子育て支援事業計画（以下、「本計画」という）は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく計画として、国の定めた基本指針に即して策定するものであり、本市がこれまで取り組んできた『富山市次世代育成支援行動計画後期計画』を踏まえ、『富山市総合計画』との整合性を保ちながら、『第2期富山市教育振興基本計画』をはじめとして、『富山市健康プラン21』（第2次）等、関連する本市の部門別計画との連携を図り、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間として策定しました。また、令和元年6月に改正された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」により、市町村においても地域の実情を踏まえた子どもの貧困対策についての計画を策定するよう努めることとされたことから、子どもの貧困対策推進計画も兼ねて、今後子ども・子育てのための支援を総合的・一体的に推進するための計画として位置付けます。

### ■ 他計画との連携



### ■ 計画期間

平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
富山市子ども・子育て支援事業計画					第2期富山市子ども・子育て支援事業計画				

## (2) 第2期計画における本市の主な追加記載事項

### ① すべての子どもの権利を保障する社会的養育支援の構築

平成6年4月の児童（子ども）の権利条約の批准に基づき、平成28年6月の児童福祉法の改正によって、「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。」ことが基本理念として位置付けられ、その上で、国民、保護者、国・地方公共団体が支える形で、児童の福祉が保障される旨が明確化されました。

本市では、子ども家庭総合支援拠点（平成31年4月に設置）や、市内7か所に設置した子育て世代包括支援センター（平成27年10月に設置）を中心に、支援が必要な児童等についての実情の把握や関係機関の調整など、母子保健や福祉部門等が相互に連携を図りながら、児童虐待等の深刻な事案に至らないよう対応しております。また、貧困の世代間連鎖を絶つための子どもの貧困対策の推進や、親の妊娠・出産期からの切れ目のない支援など、全ての子どもが権利の主体として、最善の利益が尊重されるよう、社会的養育支援体制の構築を図っていきます。

### ② SDGsへの取組

持続可能な開発目標（SDGs）とは、平成13年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された平成28年から令和12年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、我が国としても積極的に取り組んでいます。

本市においては、平成30年6月に経済・社会・環境の分野をめぐる広範な課題に統合的に取り組む国（内閣府）の「SDGs未来都市」に選定され、持続可能な開発目標の達成に向けて総合的かつ効果的な取り組みの推進を図るため、「富山市SDGs未来都市計画」も策定しています。本計画を策定するにあたっては、「富山市SDGs未来都市計画」とも整合を図りつつ、子どもの最善の利益が実現される社会を目指していきます。



### (3) 計画の基本理念と基本目標、施策体系

#### ① 計画の基本理念

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく計画として、国の定めた基本指針をふまえつつ、富山市がこれまで次世代育成支援行動計画の中で実現を目指してきた精神を継承し、次の2点を基本理念とします。

- ☆すべての子どもたちの、個性豊かで健やかな育ちが尊重される環境づくり
- ☆子育てに喜びや生きがいを感じる生活を、社会全体が応援する環境づくり

#### ② 計画の基本目標

計画の基本理念に基づき、子どもや子育てに関する各分野の支援策を推進していくために、次の5項目を基本目標として設定します。

##### 基本目標Ⅰ 子育て意識の啓発と相談機能の充実

安心して子どもを生み育てることができるよう、子育ての重要性について広く意識啓発を行うとともに、子育ての楽しさや育児に関するさまざまな情報を交換し合えるような、地域の身近な相談機会の充実に努めます。

##### 基本目標Ⅱ 子育て家庭への支援の充実

すべての子どもと子育て家庭を対象として、地域ニーズに応じた多様で総合的な保育サービスや学校教育の量と質の充実を図るとともに、それぞれの家庭を取り巻く地域社会が子育て家庭を支援する環境づくりを推進します。

##### 基本目標Ⅲ 健やかに子どもが育つ環境づくり

妊娠婦や乳幼児の健康を守る母子保健や、学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実に加え、子どもと子育て家庭にとって安全でやさしいまちづくり等、子どもたちが健やかで安心して過ごせる環境づくりを推進します。

##### 基本目標Ⅳ 社会的養護が必要な子どもや援助を要する家庭への支援

児童虐待の深刻化や経済的な要因等を背景とした子どもの貧困問題への対策は重要な社会問題となっています。社会的な養護を必要とする子どもへの支援を行い、ひとり親家庭や育児上の困難を抱える家族、障害がある子どもとその家族等、多様な家庭に対する支援の充実に努めます。

##### 基本目標Ⅴ 子育てと仕事の両立支援

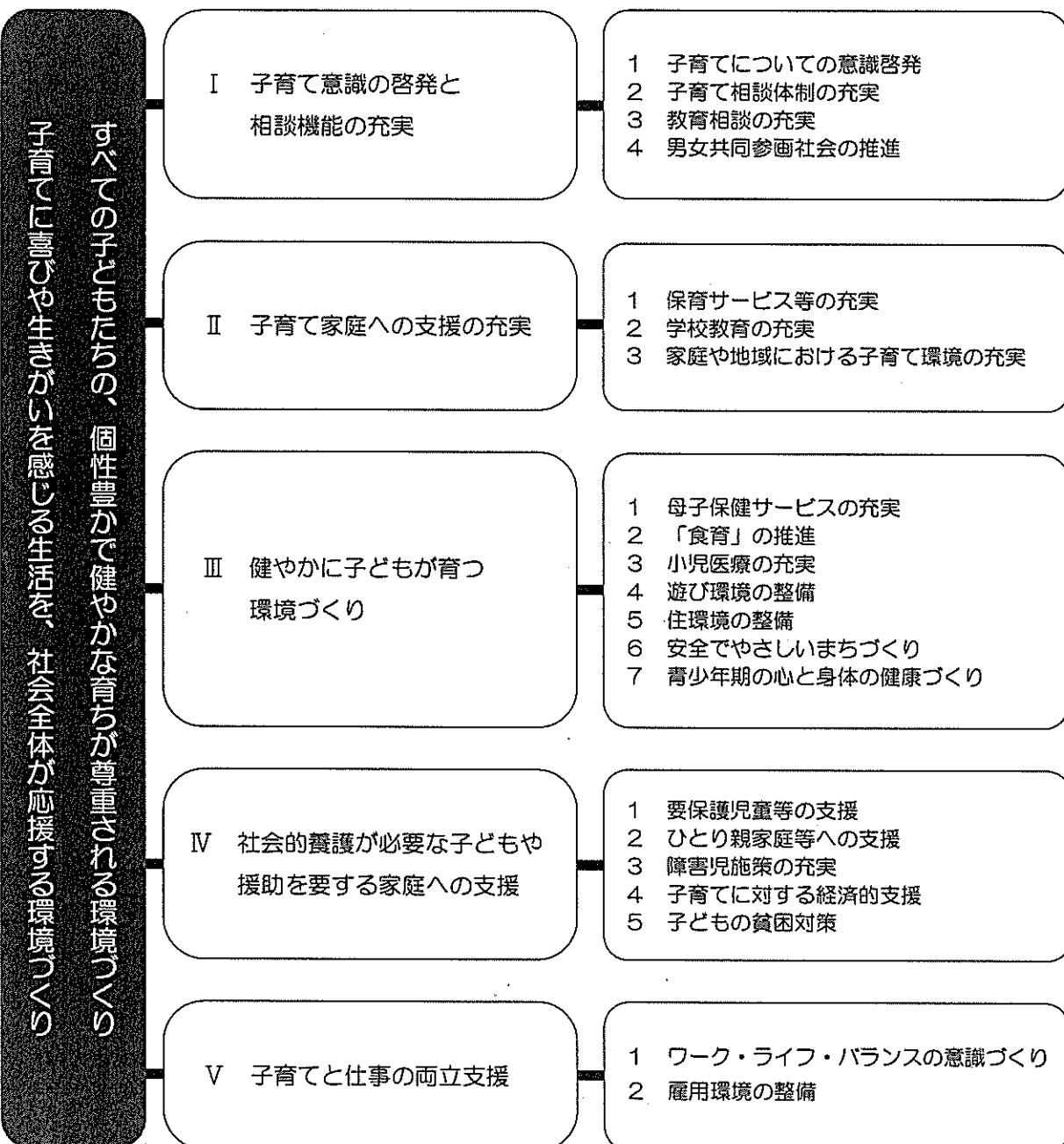
男女がともに子育てと仕事を両立させ、生涯を通じて充実した生活を送ることができるように、ワーク・ライフ・バランスの意識啓発に努めるとともに、男女双方の育児休業取得や多様な働き方の普及・促進等、働きやすい職場環境の整備充実に努めます。

### ③ 施策体系

《基本理念》

《基本目標》

《施策の方向性》



## (4) 子どもの貧困対策

本市では、今回の「第2期富山市子ども・子育て支援事業計画」の見直しにあたり、努力義務とされた市町村における子どもの貧困対策計画の内容を盛り込むことにより、子ども・子育てのための支援を総合的・一体的に推進するための計画として位置づけます。

子どもの貧困対策の方向性につきましては、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、子どもの意見が尊重され、その最善の利益が考慮され、子どもが心身ともに健やかに育成されるよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図るものとします。また、全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していくけるまちの実現を目指し、教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援を推進します。

～本市における子どもの貧困対策の方向性～

### 教育の支援

学校を窓口として、支援を必要とする子どもを地域の社会資源や福祉サービスに繋げていくことなどにより、適切な教育環境が確保できるよう、子供の状況に配慮した支援を行っていきます。また、貧困の連鎖を防ぐため、生活困窮世帯やひとり親世帯の子どもに対する学習支援、進学を支援する取組みを進めています。

### 生活の支援

妊娠期から切れ目なく相談・助言等を行い、すべての妊産婦や子育て世帯が安心して妊娠・出産・子育てができるよう、保健・医療・保育・教育・地域が連携して、様々な支援を行っていきます。また、子どもの家庭環境に左右されず、子どもたちが安心して過ごせる居場所づくりを進めています。

### 就労の支援

保護者が安心して就労できるよう、教育・保育事業など子育て支援の充実を図ります。また、ひとり親世帯の保護者に対し、自立の促進と生活の安定を図るための就労支援を進めています。

### 経済的支援

子育て世帯の経済的な負担を軽減するための支援を行います。また、ひとり親世帯や生活困窮世帯など、支援が必要な世帯に対し、家計の安定を図る支援を行います。

## (5) 教育・保育事業等の提供区域

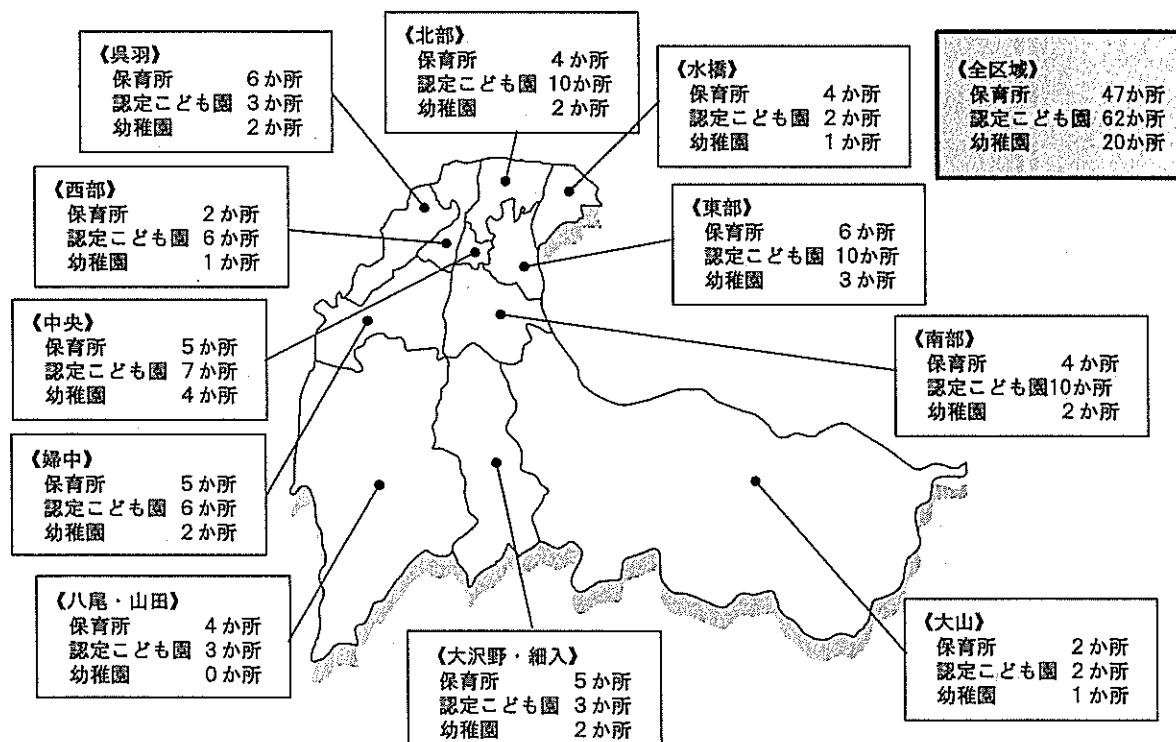
本市の子ども・子育て支援事業計画の中で、教育・保育や子育て支援事業が必要とされる需給量を分析し今後の提供方策を考えていく上で、市域全体を下図の11区域に分けて検討することとしました。

### ■ 設定の理由

富山市には、小学校区を基礎として地域コミュニティの核となる自治振興会が現在79形成されており、この79の自治振興会は、中学校区や日常生活圏域、住民同士の歴史的なつながり、市町村合併前の行政区域等をふまえ、13のブロックにまとまっています。

この13ブロックは、地域生活圏としてのまとまりの一つであり、本計画における教育・保育提供区域の設定にあたっても、この自治振興会の13ブロックが基本となると考えました。ただし、山田地域及び細入地域はともに対象となる子どもの数が極めて少ないとから、これまでの日常的なつながりを重視して、山田地域は八尾地域と、また細入地域は大沢野地域と一体的に考えて、市域全体を第1期計画と同様の11区域として設定しました。

### ■ 区域設定と区域別の保育所・幼稚園の状況（平成31年4月時点）



## (6) 教育・保育事業の見込み量と確保方策

### ■市域全体：年度末時点

【単位】人

	認定区分	1号	2号		3号	
			学校教育を希望	左記以外	0歳	1・2歳
令和 2 年度	①量の見込み	875	1,390	7,150	1,459	4,370
	②確保の状況	特定教育・保育施設	3,484	7,918	948	4,083
		確認を受けない幼稚園	335			
		地域型保育事業			47	128
		企業主導型保育事業		39	32	69
		認可外保育施設		197	19	109
※定員適正化後(②-①)		1,554	1,004	▲ 223	836	
令和 3 年度	①量の見込み	737	1,168	7,255	1,440	4,503
	②確保の状況	特定教育・保育施設	3,052	7,939	951	4,089
		確認を受けない幼稚園	335			
		地域型保育事業			53	141
		企業主導型保育事業		39	32	69
		認可外保育施設		197	19	109
※定員適正化後(②-①)		1,482	920	▲ 195	723	
令和 4 年度	①量の見込み	652	1,030	7,255	1,431	4,540
	②確保の状況	特定教育・保育施設	2,644	8,024	971	4,153
		確認を受けない幼稚園	335			
		地域型保育事業			53	141
		企業主導型保育事業		39	32	69
		認可外保育施設		197	19	109
※定員適正化後(②-①)		1,297	1,005	▲ 162	763	
令和 5 年度	①量の見込み	547	867	7,295	1,413	4,625
	②確保の状況	特定教育・保育施設	2,253	7,965	1,030	4,266
		確認を受けない幼稚園	335			
		地域型保育事業			77	193
		企業主導型保育事業		39	32	69
		認可外保育施設		197	19	109
※定員適正化後(②-①)		1,174	906	▲ 49	865	
令和 6 年度	①量の見込み	519	824	7,255	1,385	4,670
	②確保の状況	特定教育・保育施設	1,993	7,965	1,050	4,316
		確認を受けない幼稚園	335			
		地域型保育事業			77	193
		企業主導型保育事業		39	32	69
		認可外保育施設		197	19	109
※定員適正化後(②-①)		985	946	3	880	

※特定教育・保育施設の3号枠の定員2割増により定員の適正化を行うことを想定した数値

## (7) 放課後児童健全育成事業の見込み量と確保方策

【単位】量の見込み：人、確保方策：人/か所

区域	項目	令和2年度 子ども 会		令和3年度 放課後 児童 クラブ		令和4年度 子ども 会		令和5年度 放課後 児童 クラブ		令和6年度 子ども 会	
市 合 計 全 体	量の見込み	5,818		6,018		6,054		6,177		6,066	
	確保方策	3,330/61		2,460/61		3,330/61		2,730/67		3,330/61	
		5,790/122		6,060/128		6,285/133		6,510/138		6,735/143	
中 央	量の見込み	368		389		388		396		388	
	確保方策	184/3		260/5		184/3		305/6		184/3	
		444/8		489/9		489/9		489/9		489/9	
東 部	量の見込み	1,291		1,359		1,401		1,450		1,449	
	確保方策	518/8		615/13		518/8		705/15		518/8	
		1,133/21		1,223/23		1,313/25		1,403/27		1,493/29	
西 部	量の見込み	407		438		427		423		415	
	確保方策	350/7		112/3		350/7		112/3		350/7	
		462/10		462/10		462/10		462/10		462/10	
南 部	量の見込み	1,164		1,195		1,195		1,219		1,185	
	確保方策	435/8		435/10		435/8		525/12		435/8	
		870/18		960/20		1,050/22		1,140/24		1,185/25	
北 部	量の見込み	771		802		788		810		790	
	確保方策	382/8		313/8		382/8		358/9		382/8	
		695/16		740/17		740/17		785/18		830/19	
呉 羽	量の見込み	319		334		335		342		338	
	確保方策	260/6		101/3		260/6		101/3		260/6	
		361/9		361/9		361/9		361/9		361/9	
水 橋	量の見込み	150		145		147		149		146	
	確保方策	228/5		15/1		228/5		15/1		228/5	
		243/6		243/6		243/6		243/6		243/6	
大 細 沢 入 野	量の見込み	276		282		291		289		273	
	確保方策	229/4		130/4		229/4		130/4		229/4	
		359/8		359/8		359/8		359/8		359/8	
大 山	量の見込み	108		107		108		108		109	
	確保方策	237/3		0/0		237/3		0/0		237/3	
		237/3		237/3		237/3		237/3		237/3	
八 尾 ・ 山 田	量の見込み	231		251		246		250		241	
	確保方策	222/4		90/3		222/4		90/3		222/4	
		312/7		312/7		312/7		312/7		312/7	
帰 中	量の見込み	733		716		728		741		732	
	確保方策	285/5		389/11		285/5		389/11		285/5	
		674/16		674/16		719/17		719/17		764/18	

※確保方策は地域ミニ放課後児童クラブ事業を含む

## (8) 地域子ども・子育て支援事業

### ■ 本市における地域子ども・子育て支援事業

No	施策の方向性中の位置づけ		対象児童 年齢	
	対象事業	本市事業名		
	事業の内容等			
1	I-2 子育て相談体制の充実	利用者支援事業	利用者支援事業	0～5歳 1～6年生
	認定こども園、保育所、幼稚園等の施設や地域の子育て支援情報を集約し、子どもや保護者からの利用相談や、必要な情報提供・助言をするとともに、関係機関との連絡調整等を行う。 利用者の個別ニーズに応じた情報、メニューの提供、コーディネーションを行うとの事業趣旨であるとし、日常的に利用できかつ相談機能を有する窓口を設置する。	<確保策の考え方>  子育て支援のための施設やサービスに関する情報提供・相談は、居住地域や勤務地域等複数エリアにまたがる広域的な情報集約や対応が求められることから、本庁・行政サービスセンターの行政窓口を活用しながら、中央から水橋までをエリアとする区域、大山・細入及び大沢野区域、八尾・山田及び婦中区域にそれぞれ1か所の「特定型」利用者支援の窓口を設置し、開設窓口1か所につき1名の専任職員を配置する。 現在、「母子保健型」を市内7か所の保健福祉センターで実施しており、計画期間中は、「母子保健型」を継続していく。		
2	II-1 保育サービス等の充実	時間外保育事業	延長保育事業	0～5歳
	保護者の就労形態の多様化に対応するため、保育所等の通常開所時間11時間を超えて保育を行う。 <確保策の考え方>	令和元年度に延長保育を実施している施設の利用定員から確保の量を算出した。11区域のいずれの区域においても、午後6時以降の保育ニーズに対して確保量が上回っていることから、現状を維持することにより、供給確保を継続する。		
3	II-3 家庭や地域における子育て環境の充実	放課後児童健全育成事業	地域児童健全育成事業（子ども会） 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	1～6年生
	放課後等に保護者が仕事等により家庭にいない、保育を必要とする小学生の健全育成と、保護者の子育てと仕事の両立を支援する。 <確保策の考え方>	本事業は、地域児童健全育成事業（子ども会）と放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の供給量の合計で、供給量の確保を行うものとする。そのうえで、以下のような点に留意して事業の進捗を図る。 本事業は、実施か所数ばかりでなく実施時間等の充実も利用者にとって重要な点であることから、地域児童健全育成事業（子ども会）について、現在、午後6時までの開設や長期休暇中の開設がされていない校区については、実施主体である当該校区運営協議会に、開設時間や日数の拡充を働きかけていくことで、事業提供の質の充実を図っていく。 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）について、区域全体での供給量が確保できいていても、その中の特定校区において供給不足がみられる場合等は、その校区内や近隣校区において新たなクラブの開設や、少人数でも実施できる地域ミニ放課後児童クラブの新たな開設の働きかけをしていくこととする。 こうした取り組みを通じて、東部区域及び南部区域を中心にクラブ数の増加を図っていく。		

No	施策の方向性中の位置づけ		対象児童年齢
	対象事業	本市事業名	
	事業の内容等		
4	II-3 家庭や地域における子育て環境の充実 子育て短期支援事業 (ショートステイ)	短期入所生活援助事業 (ショートステイ)	0~18歳
	保護者の出産や疾病等の理由により家庭において養育が一時的に困難になった児童について、児童養護施設や乳児院への短期入所により、必要な保護・生活援助を行う事業（原則として7日以内）。 <確保策の考え方> 量の見込みにおいてもまた現状の利用状況においても、全体件数（需要）が少なく、全市的なサービス提供がふさわしいと考えられることから、市域全体を1区域として提供確保を行う。 事業実施施設の平成31年4月1日現在の入所児童数は、いずれも定員の6割に満たない状況で、ショートステイの児童の受け入れが可能であり、施設状況は必要量を満たしていると考えられるため、現状を維持することにより供給確保を継続する。		
5	III-1 母子保健サービスの充実 IV-1 要保護児童等の支援 乳児家庭全戸訪問事業	こんにちは赤ちゃん事業	0歳
	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を保健推進員が訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。 <確保策の考え方> 量の見込みに対して、各区域において、保健推進員、看護師、保健師のいずれかが面接できるよう供給確保を継続する。		
6	III-1 母子保健サービスの充実 IV-1 要保護児童等の支援 養育支援訪問事業	産前産後・養育支援訪問事業	0~5歳
	養育支援が必要な家庭に対して、専門的相談支援は、保健師、臨床心理士、栄養士等が家庭訪問を実施、育児家事援助については、ヘルパーが支援を実施する。必要に応じて事例検討会を開催する。 <確保策の考え方> 量の見込みに対して、各区域において母子保健事業や医療機関との連携を強化し、対象者を迅速に把握して供給確保を継続する。		
7	I-2 子育て相談体制の充実 II-3 家庭や地域における子育て環境の充実 地域子育て支援拠点事業	子育て支援センター事業	0~2歳
	子育て親子の交流の促進、子育て等に関するサークル、講座・セミナー、相談・援助等を行う。 乳幼児から中学生までの子育て相談、心身の発達やしつけ、不登校、いじめ等の相談に対応している。 <確保策の考え方> 平成30年度の利用実績が量の見込みを上回っているが、対象年齢人口及び利用実績に対して、施設数が少ない東部区域において、施設数を拡充する。 水橋区域で子育て支援センターが設置されていないことから、新たに子育て支援センター事業を開設し、供給を確保する。		

No	施策の方向性中の位置づけ		対象児童年齢
	対象事業	本市事業名	
事業の内容等			
8	II-1 保育サービス等の充実		
	II-3 家庭や地域における子育て環境の充実		
	一時預かり事業（幼稚園型）	預かり保育事業	3～5歳
	<p>幼稚園在園児を対象とし、通常の教育時間の前後や長期休業期間中等に、希望者を教育（保育）する事業。</p> <p>園によって預かり保育の実施日、時間等の状況は異なる。</p> <p>＜確保策の考え方＞</p> <p>私立保育所が認定こども園へ移行したことにより実施施設数が増加したことから、現状を維持することにより供給確保を継続する。</p>		
	その他	一時保育事業、ファミリー・サポート・センター事業、トワイライトステイ	0～5歳
	<p><u>一時保育事業</u> 日ごろ保育所等を利用していないなくても、一時的に児童を預けることができる事業。</p> <p><u>ファミリー・サポート・センター事業</u> 児童の預かりを希望する保護者（依頼会員）と、援助を行う協力会員との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業。</p> <p><u>トワイライトステイ</u> 保護者の帰宅が遅い場合や休日に不在の場合、夜間や休日に児童養護施設等で児童を預かる事業（原則として3か月以内）。</p> <p>＜確保策の考え方＞</p> <p>保育所で実施する一時保育の供給量は、平成30年度実績をもとに算出した。 ファミリー・サポート・センター事業は、施設型サービスでなく会員間の相互提供型サービスであり、依頼会員と協力会員の間である程度広域的に需給調整が行われていることから、市域全体を1区域として供給量を算出した。 また、トワイライトステイの量の見込みの全体量が極めて少ないため同じく市域全体を1区域として供給量を算出した。</p> <p>これらの合計により得られる提供確保量は、5か年のいずれの年度においても、市域全体で量の見込みをカバーすることが可能である。</p>		
	II-1 保育サービス等の充実		
	病児保育事業	病児・病後児保育事業	0～5歳
	<p>病気や病気回復期の病児や突然の発熱等で集団保育が困難な児童を、保育所・病院等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業。</p> <p>＜確保策の考え方＞</p> <p>区域ごとの利便性をさらに向上させるため、病児・病後児対応型については民間による新規開設により、体調不良児対応型についても、私立保育施設における実施か所数の拡大や公立保育所の改築時に専用室を設ける等の方策により、実施施設の増加を目指す。</p>		
9	II-1 保育サービス等の充実		
	子育て援助活動支援事業	ファミリー・サポート・センター事業（就学児対象）	1～6年生
10	<p>児童の預かり等の援助を受けることを希望する保護者（依頼会員）と、援助を行うことを希望する人（協力会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業。</p> <p>＜確保策の考え方＞</p> <p>本事業は施設型サービスでなく会員間相互の提供型サービスであり、ある程度広域的に需給調整が行われていることから、市域全体で確保方策を行う。現状のサービス提供を維持し、供給確保を継続する。</p>		

No	施策の方向性中の位置づけ		対象児童年齢
	対象事業	本市事業名	
	事業の内容等		
11	III-1 母子保健サービスの充実	妊婦に対する健康診査事業 妊婦一般・歯科健康診査事業	
	<p>妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中適時に、必要に応じた医学的検査を実施する。</p> <p>＜確保策の考え方＞</p> <p>妊婦一般健康診査は、居住区域に関わらず市内14か所の医療機関（産婦人科）を含めた富山県内の医療機関（産婦人科）・助産所44か所で受診ができる。さらに、里帰り等のため県外で受診した場合には健診費用の助成が受けられる。また、妊婦歯科健康診査は、市内198か所の医療機関（歯科）で受診できる。</p> <p>このため、市域全体を1区域として供給体制を確保するものとし、今後も現状の受診しやすい体制を継続し、供給確保を継続する。</p>		
12	IV-4 子育てに対する経済的支援	実費徴収に係る補足給付を行う事業 実費徴収に係る補足給付事業補助金	
	<p>新制度未移行幼稚園における食事の提供に要する費用（副食費）について各事業者によって行われる実費徴収に対し、世帯の所得状況等を勘案して市町村が定める基準に基づき助成する事業。</p> <p>＜確保策の考え方＞</p> <p>国の示す補足給付事業のスキームをもとに、保護者負担の平準化に配慮しながら実施していく。</p>		
13	II-1 保育サービス等の充実	多様な主体が参画することを促進するための事業 (該当事業なし)	
	<p>民間事業者の特定教育・保育施設運営への参入促進の調査研究事業、及び多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等への設置、運営を促進するための事業。</p> <p>＜確保策の考え方＞</p> <p>住民ニーズに沿った多様なサービスの提供や教育・保育の継続的な充足のためには、民間事業者の参入による多様な能力の活用が重要であるとともに、過剰供給を避け事業者が採算性を確保し経営の安定性を維持することも重要なと考えられる。</p> <p>こうしたことから、新規参入を検討する事業者に対して、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 事業開始前の、教育・保育の需給状態に関する情報提供</li> <li>(2) 事業開始後の、保護者や地域住民との関係構築等に関する支援など、円滑な事業参入や継続的な事業実施に対する支援に取り組んでいく。</li> </ul>		

## 2 星井町児童館の再開について

[こども育成健康課]

### (1) 趣 旨

平成30年度から休館していた星井町児童館について、令和2年3月21日より再開するもの。

### (2) 施設の概要

所 在 富山市星井町二丁目7-11  
構 造 鉄骨平屋建て  
建築面積 379.65m<sup>2</sup>  
設置施設 遊戯室、幼児室、集会室、図書コーナーなど  
開館時間 午前9時30分から午後6時まで  
休館日 12月28日から翌年の1月4日までの日

### (3) 平面図

